

ハイブリッド積立	ハッピーライフ年金部分 (拋出型企業年金保険)	商品内容 のご説明
----------	----------------------------	--------------

加入資格 ●加入日現在正常に勤務されており、掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある一般財団法人兵庫県学校厚生会の現職会員の方。 ●掛金払込期間中に会員が一般財団法人兵庫県学校厚生会の会員資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約からの脱退手続きが必要です。
--

掛金 <月 払> 1口あたり1,000円とし、最低3口以上最高200口まで加入できます。 <一時払> 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高9,999口まで加入できます。 <退職時一時払> 1口あたり10,000円とし、最低1口以上最高9,999口まで加入できます。 ※確定年金を選択される場合、退職時一時払掛金の上限は、掛金払込期間満了時の積立金相当額とします。 ●掛金はご加入者（被保険者）負担です。 ●月払掛金は毎月の給与から引きます。(第1回目は3月給与から) ●一時払掛金の持込みは 2 月、8 月とし、各月の前月上旬までに厚生会指定口座へ振込みまたは厚生会積立預金から振替いただきます。 ●退職時一時払掛金の持込みは 4 月とし、厚生会指定口座へ振込みいただきます。 ●一時払・退職時一時払を活用される場合でも、月払のご加入が必要です。 ●月払掛金 1,000円あたり13円、一時払掛金 10,000円あたり30円、退職時一時払掛金 10,000円あたり100円の制度運営費が含まれており、掛金から制度運営費を差引いた金額が保険料です。 ●掛金払込期間満了日 S38.4.2～S39.4.1 生まれの方・・・満61歳到達直後の3月末日 (ただし、4月1日が誕生日の場合、満61歳到達日の前日)とします。 S39.4.2～S40.4.1 生まれの方・・・満62歳到達直後の3月末日 (ただし、4月1日が誕生日の場合、満62歳到達日の前日)とします。 S40.4.2～S41.4.1 生まれの方・・・満63歳到達直後の3月末日 (ただし、4月1日が誕生日の場合、満63歳到達日の前日)とします。 S41.4.2～S42.4.1 生まれの方・・・満64歳到達直後の3月末日 (ただし、4月1日が誕生日の場合、満64歳到達日の前日)とします。 S42.4.2～ 生まれの方・・・満65歳到達直後の3月末日 (ただし、4月1日が誕生日の場合、満65歳到達日の前日)とします。 なお、早期定年（加入期間2年以上かつ満45歳以上）の場合も掛金払込期間満了とします。 ●掛金の増額は掛金払込期間満了日までの期間が2年以上ある方にかぎります。
--

保険料積立金の一部受取り（減口） ●別表の事由に該当する場合にかぎり、保険料積立金の一部を受取ること（減口）ができます。 なお、保険料積立金の一部受取りは最低20万円以上、1万円単位でお取扱いします。 <別表> ①災害 ②疾病・障がい（親族の疾病・障がいおよび死亡を含む。） ③住宅の取得 ④教育（親族の教育を含む。） ⑤結婚（親族の結婚を含む。） ⑥債務の弁済
--

年金の繰延 ●1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。 ※繰延期間中は、掛金のお払込みや保険料積立金の一部受取り（減口）はお取扱いできません。
--

厚生会グループ保険

重病克服支援制度

ハイブリッド積立

団体総合生活補償保険 医療型

団体総合生活補償保険 傷害型

団体介護保険

すまいる給付補償保険

ハイブリッド積立	ハッピーライフ年金部分 (拋出型企業年金保険)	商品内容 のご説明
----------	----------------------------	--------------

受取人 ●年金（年金にかえての一時金を含む）、掛金払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人はご加入者（被保険者）本人とします。 ●遺族一時金（残存受取（保証）期間の年金を含む）の受取人はご遺族（※）とします。 （※）遺族とは、労働基準法施行規則第42条～第45条に定める遺族補償の範囲および順位によるものとします。 なお同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いします。

配当金 ●年金受取開始後に配当金が生じた場合、年金の増額（増加年金）にあてられます。 ●掛金払込期間中に配当金が生じた場合、積立金の増額にあてられます。 ●毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにならない場合もあります。 ※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りになりません。
--

給付内容 <掛金払込期間満了後の給付内容> ●次の種類の年金からいずれか1つを選択いただき、ご加入者（被保険者）にお支払いします。 なお、早期定年（加入期間2年以上かつ満45歳以上）の場合も年金で受取ることができます。 5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金、10年保証期間付終身年金
--

《5年確定年金、10年確定年金、15年確定年金》 ・年金受取期間中 5年間、10年間、15年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。 ・ご加入者（被保険者）が死亡された場合 ご遺族に残存受取期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 ・一時金でのお受取りを希望された場合 残存受取期間に対応する年金原資をお支払いします。 《10年保証期間付終身年金》 ・保証期間中 10年間、ご加入者（被保険者）に年金をお支払いします。 ・ご加入者（被保険者）が死亡した場合 ご遺族に残存保証期間の年金をお支払いするか、年金にかえて残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。 ・一時金でのお受取りを希望された場合 残存保証期間に対応する年金原資をお支払いします。（終身期間部分の一時金のお取扱いはできません。） 10年の保証期間経過後にご加入者（被保険者）ご自身が生存されているときは、年金のお受取りが再開されます。 ・保証期間経過後 ご加入者（被保険者）が生存されているかぎり年金をお支払いします。（一時金のお取扱いはできません。）

●年金の開始日は掛金払込期間満了日の属する月の翌1日ですが、実際のお支払いは、年4回3月、6月、9月、12月の各1日にそれまでの3カ月分をまとめてお支払いします。 ※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3カ月分に満たない場合があります。 ●年金月額が10,000円未満の場合、年金にかえて一時金でのお受取りとなります。 ●年金でのお受取りにかえて掛金払込期間満了時積立金を一時金で受取ることでもできます。
--

ハイブリッド積立	ハッピーライフ年金部分 (拠出型企業年金保険)	商品内容 のご説明
----------	----------------------------	--------------

厚生会グループ保険

重病克服支援制度

ハイブリッド積立

団体総合生活補償保険 医療型

団体総合生活補償保険 傷害型

団体介護保険

すまいる船主補償保険

給付内容（続き）

＜掛金払込期間中の給付内容＞

- ご加入者（被保険者）が脱退されたとき
脱退時点の積立金額を脱退一時金としてご加入者（被保険者）にお支払いします。
- ご加入者（被保険者）が死亡されたとき
死亡時点の積立金額に月払掛金の 1 倍に相当する金額を加算（死亡加算）した金額を遺族一時金としてご遺族にお支払いします。新規加入や増額される場合、死亡加算は 3 月 1 日から適用されます。

税務上のお取り扱い

〔保険料〕

- ご加入者（被保険者）が負担された保険料は、一般生命保険料控除の対象です。
※当ハッピーライフ年金以外に一般生命保険料控除の対象となる保険等にご加入の場合、控除額は控除の対象となる保険等の保険料をそれぞれ合計した年間保険料に基づき計算されます。当ハッピーライフ年金のみの年間保険料に基づき計算されるわけではありません。
※2011年12月31日までに締結した保険契約等（旧契約）と2012年1月1日以降新たに締結した保険契約等（新契約）では、生命保険料控除の適用が異なります。当ハッピーライフ年金は旧契約にあたり、一般生命保険料控除の対象となる新契約にご加入の場合、以下①～③のうち、控除額が最大となる方法を選択することができます。
①旧契約のみで控除額を計算
②新契約のみで控除額を計算
③旧契約と新契約を合算のうえ、控除額を計算（ただし、②の場合と同じ控除限度額が適用されます。）
- 制度運営費については、一般生命保険料控除の対象ではありません。

〔年金・一時金〕

以下の年金については、本人が受取人の場合のお取り扱いです。

- 年金
(公的年金等以外の) 雑所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (基本年金年額 + 増加年金年額) - (基本年金年額 × 払込保険料累計額 ÷ 基本年金受取総額 (見込額))
- 脱退一時金・掛金払込期間満了一時金
一時所得として所得税および住民税の課税対象です。
課税対象額 = (一時金額 - 払込保険料累計額 - 50 万円 ×) × 1/2
※ 同年中にその他の一時所得がある場合は、一時所得の合計額から特別控除額 (50 万円) が控除されます。
- 遺族一時金
相続税の課税対象です。
法定相続人が受取人の場合、本人死亡時の受取一時金（法定相続人が受取った他の生命保険等の受取金がある場合には、これと合算した金額）に対して相続税法上一定の金額が非課税となる場合があります。

税務の取扱い等については、2024 年 3 月現在の税制・関係法令等に基づき記載しております。
今後、税務の取扱い等が変わる場合がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。
個別の税務取扱い等については、所轄の国税局・税務署や顧問税理士等にご確認ください。

生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、年金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、年金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

ハイブリッド積立	ハッピーライフ年金部分 (拠出型企業年金保険)	商品内容 のご説明
----------	----------------------------	--------------

制度運営および引受保険会社

- 当制度は一般財団法人兵庫県学校厚生会が生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づいて運営します。
引受保険会社：日本生命保険相互会社
- ご契約時またはご加入時に保険契約者またはご加入者（被保険者）に年金・一時金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的があったとき、この保険契約の全部またはそのご加入者（被保険者）に関する部分は無効となり、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
※保険料は掛金から制度運営費を差引いた金額です。

個人情報の取扱いに関する一般財団法人兵庫県学校厚生会と引受保険会社からのお知らせ

- この保険契約は、一般財団法人兵庫県学校厚生会（以下、「団体」といいます。）を保険契約者とする企業保険です。そのため、この保険契約の運営にあたっては、団体は加入対象者の個人情報（氏名・性別・生年月日・健康状態等）を取扱い、団体がこの保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。
団体は、この保険契約の運営において入手する個人情報（個人番号を除く）を、この保険契約の事務手続きのために使用します。
 - 引受保険会社は受領した個人情報（個人番号を除く）を各種保険の引受け・継続・維持管理、年金等のお支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し、また、団体等へその目的の範囲内で提供します。
 - また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き団体および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取扱われます。
なお、記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社へ提供されます。
- (注) 保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
個人番号については、保険取引に関する支払調書作成事務のみに使用します。

まごころ共済をご存知ですか？

★まごころ共済はご契約車両で万が一の事故に遭遇したときに発生する
自動車保険ではカバーできない経済的負担を軽減できる共済制度です！

※自動車保険ではカバーできない経済的負担とは？
・被害者へのお見舞いの費用(誠意)
・更新時の自動車保険料UP など

ご契約車両の運転者・同乗者はもちろん、
相手側の運転者・同乗者のケガ・死亡も補償！
対物の見舞金やロードサービスを受けたときの見舞金もセット！



共済金はすべて契約者にお支払い!!!
自賠責保険・任意保険にプラスでさらなる補償を！

共済掛金：普通車は月額 1,000 円
軽自動車は月額 550 円
▶ 年払の場合 10 ヶ月分の共済掛金

【取扱代理所】一般財団法人 兵庫県学校厚生会
〒650-0012 神戸市中央区北長狭通 4 丁目 7-34
TEL:078-331-9316 FAX:078-331-9910

【引受共済組合】兵庫県共済協同組合
〒650-0011 神戸市中央区下山手通 6 丁目 3-28 4F
TEL:078-361-8080 FAX:078-371-6757